電気工事業の廃止届のご案内(登録)

電気工事業を廃止した場合、廃止した日から30日以内に届けなければなりません。

罰則規定について

廃止の届出をせず、または虚偽の届出をした者は、電気工事業法第 42 条により 1 万円以下の過料が処せられる。

|1 届出に必要なもの

(1) 電気工事業廃止届出書(様式第12)

(2) 電気工事業者登録証

※登録証を紛失された方は顛末書を添付してください。

2 届出方法

持参または郵送による。

届 出 先: 滋賀県防災危機管理局 電気担当

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(危機管理センター4階)

受付時間: 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日を除く。)

3 記入上の注意点

- (1) 電気工事業廃止届出書(様式第12)の氏名または名称を記入する欄には、法人の方は法人名、個人の方は個人名(営業所名ではありません)を記入してください。
- (2) 電気工事業廃止届出書(様式第 12) の電話番号を記入する欄には、日中につながる番号を記入してください。
- (3) <u>記入方法について、不明な点があれば、防災危機管理局電気担当(TEL:077-528-3433)までお問い合わせください。</u>

届出の内容に不備がないか、届出前にいま一度お確かめください。



届出・お問い合わせ先

滋賀県防災危機管理局 電気担当

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL:077-528-3433 FAX:077-528-6037

E-mail: as0003@pref.shiga.lg.jp

様式第12 (第8条)

電気工事業廃止届出書

×整理番号	
×受理年月日	

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号 〒 - 住 所 氏名または名称 法人にあっては代表者の氏名 電話番号 () - -

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日および登録番号

年 月 日 滋賀県知事登録 第 号

2 事業を廃止した年月日

年 月 日

3 事業を廃止した理由

(備 考)

- 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2. ×印の項は、記載しないこと。

顛 末 書

年 月 日

滋賀県知事 様

住 所

氏名または名称

法人にあっては代表者の氏名

この度、私は、下記の理由により電気工事業者登録証を紛失してしまいました。今後、紛失した登録証が発見された時は、速やかに返納いたします。

1 紛失理由

2 登録の年月日および登録番号

年 月 日 滋賀県知事登録 第 号